

中部地方整備局発注工事にかかる不正事案に関する報告書 サマリー(要旨)

■ 事案の経過

○第一事案の事実経過（職員…職員A、事業者…甲社、乙社）

H26. 4	・職員Aが岐阜国道事務所建設監督官に異動。
H26. 11～	・職員Aが甲社社員の飲食接待を繰り返し受けるようになる。 ・甲社社員、乙社社員が大垣監督官詰所にたびたび立ち寄る。
H27. 7	・甲社社員が職員Aに他社の技術提案書の内容の教示を依頼。 ・職員Aが大垣監督官詰所に保管されていた技術提案書6冊を複写し、甲社社員に渡す。【国家公務員法違反】
H28. 3	・乙社社員が職員Aに他社の技術提案書の提供を依頼。 ・職員Aが大垣監督官詰所に保管されていた技術提案書14冊を複写し、乙社社員に渡す。【国家公務員法違反】
H28. 4	・職員Aが三重河川国道事務所工務第二課長に異動。
H28. 6～8	・甲社社員が職員Aに田中川橋工事の予定価格等の教示を依頼。 ・職員Aが甲社社員に対し、田中川橋工事の入札参加業者の技術評価点や調査基準価格等を教示し、田中川橋工事を甲社が落札。 【公契約関係競売等妨害、官製談合防止法違反】 ・職員Aが甲社社員から7回にわたり、合計約32万円相当の飲食の供応接待を受ける。【加重収賄】
H28. 9	・職員Aが加重収賄等の容疑で愛知県警に逮捕される。

○第二事案の事実経過（職員…職員B、事業者…丙社）

H20. 4～	・職員Bが丙社社員と業務を通じて知り合う。
H21. 4	・職員Bが道路部道路工事課長補佐に異動。
H21. 12頃	・丙社社員が職員Bに紀宝トンネル工事の秘密事項の提供を依頼。
H22. 2	・職員Bが丙社社員に対し、紀宝トンネル工事の落札可能価格など、入札に関する秘密事項を教示し、併せて住所を教える。 ・紀宝トンネル工事を丙社が落札。
H22. 3	・職員Bが丙社社員から、郵送で商品券100万円相当を受領。 【加重収賄】
H23. 10頃	・丙社社員が職員Bに古里トンネル工事の秘密事項の提供を依頼。
H24. 1	・職員Bが丙社社員に対し、古里トンネル工事の入札に関する秘密事項を教示し、同工事を丙社が落札。【官製談合防止法違反】
H24. 2	・職員Bが丙社社員から、郵送で商品券100万円相当を受領。 【加重収賄】
H28. 12	・職員Bが加重収賄等の容疑で愛知県警に逮捕される。

■ 不正事案発生の要因

- ・ 今回の不正事案は、事実経過や職員からの意見等の情報を整理すると、基本的に職員個人による不正行為。
- ・ 一方で、個人による不正行為を防ぐ取組を組織として一歩進めていれば、今回のような結果に至らなかった可能性もあるのではないか。

① コンプライアンス意識の大幅な欠如

- ・ 今回の不正事案においては、両職員についてコンプライアンス意識の大幅な欠如があったことがうかがわれる。従来の研修や講習会などが、職員ひとり一人にとって、自分自身にも起こりうることとして十分に理解されず、どこか他人事と受け止められていたのではないかと考えられる。
- ・ 両事案ともに管理職員が起こした不正事案であることから、コンプライアンスの取組を率先垂範すべき管理職員のコンプライアンス意識の醸成が不十分だったと考えられる。
- ・ 従来研修等においてコンプライアンスに関する講義を受ける機会を設けてきたが、全職員に意識の醸成を図る点で量的に不十分であったことは否めず、内容についても具体性に欠けていたのではないかと考えられる。

② 「事業者等」との不適切な接触

- ・ 第一事案においては、事業者と飲食を重ねるうちルールを踏み外し、不正行為を犯すこととなった。管理職員等において、事業者等との飲食ルールについて正確に理解されず、日々の行動の規範となっていなかったと考えられる。
- ・ 第一事案では、不当な働きかけが勤務官署において行われていたことから、事業者と面談する時のルールが徹底できていなかったと考えられる
- ・ 両事案ともに事業者社員からの不当な働きかけが事案発生の端緒となっていることから、事業者側におけるコンプライアンスの取組が十分に浸透せず、従業員のコンプライアンス意識まで繋がっていなかったといえる。

③ 不正を未然に防げなかった職場環境

- ・ 第一事案の職員は、職場で相談できる人がいなかったと述べており、事業を進めるにあたり、事業者との対応で苦慮することも少なくない状況で、組織的な対応や組織内の相談体制が不十分であったと考えられる。
- ・ 現在の内部報告システムは完全な匿名となっておらず、仮に第一事案で職員と事業者との頻繁な飲食に気づいた者がいたとしても、通報することをためらってしまった可能性もある。
- ・ 両事案ともに、事業者からの不当な働きかけが行われているにもかかわらず職員本人からその報告がなされていなかった。不当な働きかけに対する組織の事後的な対応が確立されていなかったと考えられる。

④入札契約等の業務上知りうる情報の漏洩

- ・両事案はいずれも、同時提出方式ではない工事の入札において予定価格等を技術評価点とともに入札前に事業者に漏洩しており、技術評価点差から落札可能な入札価格の設定が可能であったことが問題の一つと考えられる。
- ・第一事案では勤務官署に保管されていた他社の技術提案書を漏洩しており、これは現場監督に必要な書類であるものの、情報管理が十分に徹底されていなかったと考えられる。
- ・第二事案は平成24年度以前の事案であり、本局の発注担当課で工事積算と技術審査・評価を行っていたため、工事積算と技術審査・評価が分離されておらず、発注担当課長補佐が予定価格と技術評価点を職務上知り得たことが要因の一つといえる。

■ 再発防止策と今後に向けて

- ・二つの不正事案に共通するのは職員本人のコンプライアンス意識の大幅な欠如であり、職員ひとり一人が危機意識を持ってルールを心がけ、日々の行動の規範としてコンプライアンス意識を高めていくことこそが、対策の根幹。
- ・その上で、職員が日々実践し行動し続けられるよう、後押しし不正が起こりにくい環境を整備することが、極めて重要かつ不可欠。

①職員のコンプライアンス意識の一層の醸成

(事案の事実経過等の周知による職員の危機意識の醸成)

- ・事案毎の事実経過等を職員向けイントラネットに掲示するとともに、端緒を含む要因や事実を具体化した教材を作成し、研修等で活用する。

(コンプライアンス宣言等)

- ・組織として「コンプライアンス宣言」を策定し掲示する。
- ・管理職員の意識の一層の醸成のため、就任時等に「コンプライアンス宣誓書」を作成させる。

(研修等の見直し)

- ・コンプライアンス講習会の回数を増やして全職員が年1回以上受けることとするほか、職務階層に応じた講習内容とする等、量・質の充実を図る。

②「事業者等」との接触に関するルールの強化

(事業者等との飲食に関するルールの徹底)

- ・管理職員等が事業者等と飲食した場合には、飲食の金額に関係なく、事後に、相手方事業者等の氏名、日付、金額等を届け出ることとする。

(事業者等との応接ルールの徹底)

- ・オープンな場所で複数により対応することを周知徹底するほか、少人数官署においては受付名簿に企業名等の記入を求めた上で応接することとする。

(事業者等へのルールの遵守の要請)

- ・意見交換会等の場において中部地方整備局の取組を周知徹底するとともに、各社のコンプライアンス体制の確立や取組の一層の推進を要請する。

③風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくり

(事業者等との組織的対応の確保《事前対応》)

- ・事務所副所長等を職員の相談相手として指定し、組織的対応が図られる体制を確保するとともに、具体的事例の対応方法等について副所長を組織的に支援する体制を構築する。

(内部報告の匿名性確保等)

- ・匿名での通報ができる新たなシステムを構築するとともに、通報された情報がどのように扱われるかを職員に周知する。

(事業者等との組織的対応の確保《事後対応》)

- ・事業者等から金品が一方的に贈られてきた場合等の端緒段階で不正を摘み取るため、新たに支援体制を確立し、事後的な対処方法を職員に指導する。

④入札契約関係の情報管理の徹底

(入契委員会の運営や入札契約方式の見直し)

- ・事務所で発注する全工種への同時提出方式の適用の拡大を試行するとともに、本局で発注する全工種の工事においても適用に向けた検討を進め、準備の整った段階で試行する。

(情報管理の徹底)

- ・事務所等における技術提案書の情報管理の厳格化を図るため、本局から事務所等への送達方法及び事務所等における管理、処分等の取扱いを定める。

(積算と技術審査・評価の分離)

- ・情報管理の更なる徹底を図るため、技術提案書の評価を専門の技術審査担当部署で行い、積算と技術審査・評価の完全分離を図る。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・上記の再発防止策を、中部地方整備局のコンプライアンス推進計画に位置づけ、取組を推進。・再発防止策の進捗状況や<u>効果等を検証し、必要な見直しを行う等、適切にフォローアップを実施。</u>・再発防止策を一般監査実施計画の監査項目に加え、内部監査を実施。・なお、検討委員会としては、今後の裁判の推移を注視し、<u>新事実が判明した場合には、再発防止策の見直し等も含めた検討を実施。</u> |
|---|